

別海町議会会議録

第1号（令和7年5月19日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 8 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について（学校施設エアコン設置機械設備その1工事） |
| 日程第 9 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について（学校施設エアコン設置機械設備その2工事） |
| 日程第10 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 8 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について（学校施設エアコン設置機械設備その1工事） |
| 日程第 9 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について（学校施設エアコン設置機械設備その2工事） |
| 日程第10 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償） |

○出席議員（15名）

1番 市川聖母

2番 吉田和行

3番 高橋 眞結美
5番 貞宗 拓雄
8番 田村 秀男
10番 外山 浩司
12番 松原 政勝
14番 佐藤 初雄
議長 16番 西原 浩

4番 伊勢 徹
7番 横田 保江
9番 小椋 哲也
11番 今西 和雄
13番 中村 忠士
副議長 15番 戸田 憲悦

○欠席議員（1名）

6番 宮越 正人

○出席説明員

町長 曾根 興三
教育長 相澤 要
総合政策部長 松本 博史
福祉部長 宮本 栄一
産業振興部長 小野 武史
病院事務長 三戸 俊人
教育部長 干場 みゆき
監査委員事務局長 木戸口 誠
総務部次長 松田 勝広
総合政策部次長 小村 茂
保健生活部次長 千葉 宏
産業振興部次長 大坂 恒夫
教育部次長 福原 義人
教育部次長 角川 具哉
老人保健施設事務長 渡辺 久利
農政課長 皆川 学
図書館長 他 堺 啓
総合政策課主幹 佐藤 貴也
老人保健施設主査 佐藤 裕美

副町長 浦山 吉人
総務部長 伊藤 輝幸
経営管理部長 寺尾 真太郎
保健生活部長 小川 信明
建設水道部長 外石 昭博
会計管理者 干場 富夫
農業委員会事務局長 川畑 智明
総務部次長 竹中 利哉
総務部次長 岩口 裕昭
福祉部次長 石戸谷 友絵
福祉部次長 谷村 将志
建設水道部次長 新堀 光行
教育部次長 田畑 直樹
人事財産課長 齋藤 陽
生活環境課長 上田 健一
生涯学習課長 立澤 雅彦
税務課主幹 武田 妙子
地域創生課主幹 大西 廣和
農政課主査 佐々木 正博

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉 伸顕

主幹 木幡 友哉

○会議録署名議員

7番 横田 保江
9番 小椋 哲也

8番 田村 秀男

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） 皆さん、こんにちは。
会議に、入ります前に申し上げます。
今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。
庁舎内はナチュラルビズスタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。
議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので申し上げます。
また議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。
ただいまから令和7年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、6番宮越議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番横田議員。
○7番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。
○9番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明告

- 議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。
町長。
○町長（曾根興三君） 皆さん、こんにちは。

本日、令和7年第2回の町議会臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

臨時会の開会に当たりまして、1点御報告申し上げます。

昨年10月に実施されました日米共同統合演習キーン・ソード25、これにおきまして、米軍の輸送機が、計根別場外離着陸場を使用した際に、近隣の酪農家で、輸送機の飛行に驚いた育成牛が、牧柵を超えて逃げ出す事案が発生いたしました。

町としましては、北海道防衛局長に対しまして、「計根別場外離着陸場における航空機を使用する訓練に関わる緊急要請」、これを速やかに申し入れしまして、被害への補償、また、国の責任においてそれを行うことや、地域の実情に配慮しまして、訓練に関する迅速かつ適切な情報提供の実施や、地域住民の安心安全の確保、周辺酪農家への影響が、最小限になるように、これを国の責任において徹底した安全対策を講じることを求めました。

このことによりまして、防衛関係補助金を活用した牧柵の設置が実施できることになりまして、今般、民生安定施設整備事業、これとして内定したところから、本臨時会に係る補正予算案を上程いたします。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明申し上げます。

続いて、議案の概要について御説明申し上げます。

本日の提出議案は、議案が3件、承認が1件、報告が3件です。

議案第48号令和7年度一般会計補正予算、これは第1号ですけれども、これは、次の議案第49号でお諮りする老人保健施設設備整備事業、これに充当するための老人保健施設整備費等繰出事業、また、ごみ最終処分場の機器更新に関わる浸出水の処理施設維持補修事業、また、前段に申し上げました、牧柵設置に関わる調査設計を行うための、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業、さらには、中春別農業協同組合へのミルクローリー車導入費用の助成のためのミルクローリー車導入事業、これらを増額補正するものでございます。

議案第49号令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算、これは第1号ですけれども、これは、故障が増え、利用者の安全安心に支障を来しかねないナースコール、この設備を更新するための、老人保健施設設備整備事業、これを増額補正するものでございます。

議案第50号別海町町税条例の一部改正について、これは地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、町税条例においても所要の改正を行うものでございます。

承認第2号、これは専決処分した事件の承認についてということで、令和6年度の別海町一般会計補正予算（第8号）、これはふるさと応援寄附金でございますけど、これについて、予算額を超える寄附を頂きまして、返礼品などの経費に不足が生じることとなりました。

また、企業版ふるさと応援寄附金の額の確定が3月下旬になったことなどから、いずれも緊急な予算補正の必要が生じました。

本来であれば、議会を招集し、議決を諮る案件ではありますけれども、特に緊急性を要し、その時間的余裕がなかったために、専決処分をさせていただいたことに、承認を求めるものでございます。

報告第4号から第6号の3件は、専決処分の報告についてです。

第4号と第5号は、ともに学校施設のエアコン設置機械設置工事、これにおきまして、工事内容の一部を変更する必要が生じまして、専決処分を行ったことから、その内容についての報告をするものでございます。

第6号は、1月に発生しました、町が所有する土地の立木、立ち木なんですけれども、これが強風によって倒れまして、町民所有の車両を、破壊したと、そういう事故が発生しまして、町の損害賠償責任を認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

後ほど、担当課長からそれぞれ内容を説明し、報告させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たっての御挨拶と議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第48号から議案第50号までの3件と、承認第2号の併せて4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第50号までの3件と、承認第2号の併せて4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第48号

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第48号令和7年度別海町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第48号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書補正第1号の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億4,150万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

15款、国庫支出金、2項で610万円の増。

19款、繰入金、1項で4,940万円の増。

歳入合計で5,550万円の追加です。

次に歳出です。

3款、民生費、1項で1,900万円の増。

4款、衛生費、2項で650万円の増。

6款、農林水産業費、1項で3,000万円の増。

歳出合計で5,550万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ263億4,150万円とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただきまして、2の歳入から説明いたします。

5ページにお進みください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

15款、国庫支出金、2項、4目、農林水産業費国庫補助金610万円の増は、防衛施設周辺整備事業補助金によるものです。

当該補助金予算の計上理由につきましては、対応する歳出予算において改めて説明いたします。

続いて19款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金は360万円の増です。

財政調整基金の残高についてですが、今回の財政調整基金繰入れ補正後の予算額、3億5,960万円を繰り入れた場合の令和7年度末残高は、10億4,440万円となります。

11目、ふるさと応援基金繰入金4,580万円の増は、この後説明いたします老人保健施設整備費等繰出事業、浸出水処理施設維持補修事業、ミルクローリー車導入事業の財源とするため増額補正するものです。

7ページにお進みください。

次に3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

3款、民生費、1項、2目、老人福祉費1,900万円の増は、介護サービス事業会計で実施するナースコール更新の事業費に対して繰り出しを行いたいとするものです。

4款、衛生費、2項、3目、塵芥処理場費650万円の増は、ごみ処理場で発生する水の水質を検査する機器の不調により、取り急ぎ更新工事を実施したいとするものです。

8ページにお進みください。

6款、農林水産業費、1項、4目、畜産業費は3,000万円の増です。

まず、右の説明欄となりますが、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業で970万円の増です。

冒頭町長から説明がありましたとおり、日米共同統合演習の輸送機飛行に起因し、計根別場外離着陸場近隣の酪農家において、驚いた牛が牧柵を破壊し、逃げ出す事案が発生したことに対し、その対策について、町長が北海道防衛局長に緊急要請を行ったところ、防衛施設周辺整備事業補助金により、牧柵設置が可能となりましたので、当該設置に係る調査設計委託を実施したいとするものです。

最後にミルクローリー車導入事業2,030万円の増は、中春別農協が導入を予定するミルクローリー車に対し、補助をしたいとするものです。

なお、本補正に伴いまして予算資料を併せて配付させていただいておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明のほうは省略させていただきたいと思えます。

以上で議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大変お見苦しい状況で申し訳ありませんが、1点質問させていただきます。

8ページの矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業の件ですが、あらあら町長あるいは部長からの説明がありましたけれども、調査設計の委託料についてですね、少し内容を説明していただければというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） それではお答えいたします。

今回行う調査設計業務ですけれども、これからですね、牧柵の延長でありますとか、あと、牧柵の種類ですね、その辺を調査設計する業務内容となっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） どのぐらいの物を作るか、どういう質の物を作るかっていうことらしいんですが、もう既に、このぐらいの規模だというようなことは、あらあら決まってるんでしょうか。決まってないんでしょうか。

そこら辺をもう少しお知らせください。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） お答えします。

現在ですね、延長距離につきましては、約4,500メートルを予定しております。

ただ、今後のですね、調査設計業務によりましてはですね、延長距離は変わってくるものと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3回目ですが、終わりになりますが、対象農家の戸数というのは、1戸、2戸というふうに、設定は一応されてるんでしょうか。

どうでしょうか。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 今回予定している戸数ですけども、2戸を予定しておりま

す。

以上です。

○議長（西原 浩君） はい、それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号

○議長（西原 浩君） 日程第5 議案第49号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第49号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億4,070万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に歳入です。

3款、繰入金、1項で1,900万円の増。

歳入合計で1,900万円の追加です。

次に歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で1,900万円の増。

歳出合計で1,900万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,

070万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

3款、繰入金、1項、1目、繰入金1,900万円の増は、歳出予算に対する歳入予算の不足分を増額するものです。

7ページをお開きください。

3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

1款、介護サービス事業費、1項、1目、老人保健施設費1,900万円の増は、令和8年度に更新を計画していたナースコールシステムについて、不具合が増え、施設サービスに影響を及ぼしていることから、計画を繰り上げて更新しようとするものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配布しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第50号

○議長（西原 浩君） 日程第6 議案第50号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） 議案第50号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、令和7年3月31日に公布された地方税法等の一部を改

正する法律に基づく改正となります。

今回の条例改正の主な内容としましては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税の所得控除においても、所得税と同様に特定親族特別控除が控除すべき金額に追加されたほか、大気環境保護と国際基準調和の観点から、新たな排ガス規制が適用されることに伴う軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直し、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本とする換算方法等に伴う加熱式たばこの課税方式の見直しなどが、主な改正内容となっております。

議案書では、3ページから9ページまでとなっておりますが、改正本文の朗読は省略させていただきます、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料1ページをご覧ください。

1ページから20ページまでが、本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は、下線で示しています。

22ページをご覧ください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

なお、今般の条例改正において、文言や引用条項等の整理を行っていますが、こちらにつきましても、説明を省略させていただきます、主な改正内容に沿って説明いたしますので、ご承知おき願います。

表は左から順に、番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令となっております。

まず、1番、公示送達について規定する、条例第18条の改正です。

この改正は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法施行規則の改正において、公示送達のデジタル化に関し、公示する事項をインターネットを通じて閲覧することができるよう改正されたことから、規定の整備をするものです。

適用年月日は、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

2番、納税証明事項について規定する、条例第18条の3の改正です。

この改正は、1番の条例第18条の改正に伴い、文言の整理をするものです。

適用年月日は、1番と同様に、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

3番、次ページにかけて、所得控除について規定する、条例第33条の2の改正です。

この改正は、控除対象となる大学生年代の子等、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等が、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が、次ページに記載のとおり、段階的に逡減する仕組み、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、控除すべき金額に新たに追加するものです。

適用年月日は、令和8年1月1日から施行するものです。

23ページへお進み下さい。

4番、町民税の申告、条例第36条の2第1項、1番飛ばして、6番、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、条例第36条の3の2第1項、7番、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、条例第36条の3の3第1項の3条の改正は、特定親族特別控除の創設に伴い、町民税の申告書の記載事項などを定める規定を整備するものです。

適用年月日は、3番と同様に、いずれも令和8年1月1日から施行するものです。

戻りまして、5番、町民税の申告、条例第36条の2第9項、2番飛ばして、8番、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出、条例第64条の2の2条の改正は、引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降、番号利用法の改正に伴い、項ずれを整理するものです。

適用年月日は、いずれも令和7年4月1日から適用するものです。

24ページへお進みください。

9番、種別割の税率について規定する、条例第83条の改正です。

この改正は、令和7年11月からの新たな排ガス規制の適用開始を控え、現行の50cc原付は、規制のクリアが困難であることなどの理由により、今後の生産・販売の継続が困難な状況となっています。

そこで、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4kw以下に制御した二輪車、新基準原付を原付免許で運転できる区分となるよう見直しがされ、道路運送車両法施行規則の改正が行われたことから、新基準原付についても、現行の50cc原付と同額の税額としようとするものです。

適用年月日は、令和7年4月1日から適用するものです。

10番、種別割の減免について規定する、条例第90条第2項の改正です。

この改正は、引用している番号利用法の改正に伴い、項ずれを整理するとともに、新基準原付の減免申請書の記載事項等を定める規定を整備するものです。

適用年月日は、令和7年4月1日から適用するものです。

11番、身体障害者等に対する種別割の減免について規定する、条例第91条第2項及び第3項の改正です。

この改正は、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用が開始されたことから、減免申請時の運転免許証の提示義務等を定める規定を整備するものです。

適用年月日は、令和7年4月1日から適用するものです。

12番、特別土地保有税の減免、条例第140条の3、13番、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、条例第159条の2条の改正は、引用している番号利用法の改正に伴い、項ずれを整理するものです。

適用年月日は、いずれも、令和7年4月1日から適用するものです。

14番、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定する、条例附則第10条の2の改正です。

この改正は、引用している地方税法の改正に伴い、項ずれを整理するものです。

適用年月日は、令和7年4月1日から適用するものです。

15番、次ページにかけて、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する、条例附則第10条の3の改正です。

この改正は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る、固定資産税の減額措置について、区分所有者以外の、マンション管理組合の管理者等から、必要書類などの提出があった場合においても、減額措置を適用できるものとするものです。

適用年月日は、令和7年4月1日から適用するものです。

25ページへお進みください。

16番、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例について規定する、条例附則第16条の2の2の改正です。

この改正は、加熱式たばこに係る国・地方のたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しがされたことに伴い、課税標準の特例規定を追加するものです。

適用年月日は、令和8年4月1日から施行するものですが、激変緩和等の観点から、4月1日と10月1日の2段階で実施するものです。

20ページへお戻りください。

中段、附則です。

附則第1条、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

ただし書きとして、次の第1号から第3号は、当該各号に定める日から施行するものです。

第1号、第33条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定は、令和8年1月1日から施行するものです。

第2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定は、令和8年4月1日から施行するものです。

第3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日とするものです。

附則第2条、公示送達に関する経過措置です。

この条例による改正後の別海町町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものとするものです。

附則第3条、町民税に関する経過措置です。

第1項、新条例第33条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

第2項、次ページにかけて、令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とするものです。

21ページにお進み下さい。

第3項、新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の別海町町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例によるものとするものです。

第4項、新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例によるものです。

附則第4条、固定資産税に関する経過措置です。

新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

附則第5条、軽自動車税に関する経過措置です。

新条例第83条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

附則第6条、町たばこ税に関する経過措置です。

第1項、次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例によるものです。

第2項、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、別海町町税条例第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものです。

第1号、別海町町税条例第95条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数とするものです。

第2号、新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数とするものです。

第3項、前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるとするものです。

以上で、議案第50号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。
したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 承認第2号

- 議長(西原 浩君) 日程第7 承認第2号専決処分した事件の承認について(令和6年度別海町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

内容について説明を求めます。

- 経営管理部長(寺尾真太郎君) はい、議長。

- 議長(西原 浩君) 経営管理部長。

- 経営管理部長(寺尾真太郎君) 承認第2号の内容説明をいたします。

議案の10ページを御覧ください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金が、令和6年度3月補正後の予算額を上回る収入見込みとなりまして、関連する経費と併せ、3月31日付けで予算の補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものであります。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、別海町長、曾根興三。

内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第2号別冊、令和6年度別海町一般会計補正予算書(第8号)の1ページを御覧ください。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第8号)。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ376億6,280万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

18款、寄附金、1項で3億5,470万円の増。

19款、繰入金、1項で20万円の増。

歳入合計で3億5,490万円の追加です。

続いて歳出です。

2款、総務費、1項で3億5,490万円の増。

歳出合計で3億5,490万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ376億6,280万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページにお進みください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

18款、寄附金、1項、4目、ふるさと応援寄附金3億5,000万円の増、及び5目、企業版ふるさと応援寄附金470万円の増は、3月補正後の予算額を上回る収入見込みとなったことにより増額したものです。

19款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金は20万円の増です。

7ページにお進みください。

次に3の歳出です。

こちらにも、目の欄の補正額で説明いたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費は、3億5,490万円の増です。

右の説明欄になりますが、別海パイロットスピリッツ運営支援事業290万円の減額は、実績報告による額の確定によるものです。

続いて、ふるさと応援制度推進事業は、寄附金収入の見込額精査により、必要となる事業費も変動いたしますため、3億5,000万円の増額とするものですが、うち、基金への積立金は1億5,487万5,000円の増額で計上しております。

これによりまして、令和6年度末のふるさと応援基金全体の予算上の残高、こちらは10万円単位で申し上げますけれども、104億9,380万円となります。

最後に企業版ふるさと納税推進事業780万円の増は、別海パイロットスピリッツの支援を目的とした寄附金が、先ほど御説明いたしました別海パイロットスピリッツ運営支援事業費の総額を超えましたため、その超える部分について基金への積立てを行いたいとするものです。

企業版ふるさと応援基金の積立ては初めてとなりますので、令和6年度末の予算上の残高は、補正額と同等の780万円となります。

なお、本予算に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で承認第2号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 報告第4号及び日程第9 報告第5号

○議長（西原 浩君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について（学校施設エアコン設置機械設備その1工事）、日程第9 報告第5号専決処分の報告について（学校施設エアコンの設置機械設備その2工事）の2件については、工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告ですので、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 報告第4号及び第5号の2件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の11ページを御覧ください。

報告第4号及び第5号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し説明させていただきます。

最初に、報告第4号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月24日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年7月29日、議案第56号により議決を経て締結した学校施設エアコン設置機械設備その1工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、1億780万円、うち消費税及び地方消費税額980万円を、1億893万3,000円、うち消費税及び地方消費税額990万3,000円に改める。

変更の内容につきましては、本件は、一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う、週休2日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったため、113万3,000円の増額となったものです。

次に、報告第5号、議案12ページを御覧ください。

報告第5号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月27日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年7月29日、議案第57号により議決を経て締結した学校施設エアコン設置機械設備その2工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、1億2,089万円、うち消費税及び地方消費税額1,099万円を、1億2,215万5,000円、うち消費税及び地方消費税額1,110万5,000円に改める。

変更の内容につきましては、本件も一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う、週休2日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったため、126

万5,000円の増額となったものです。

以上で、報告第4号及び第5号の内容説明を終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（西原 浩君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について和解及び損害賠償を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 報告第6号、専決処分の報告について内容を説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、14ページの専決処分書を朗読いたします。

14ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月17日、別海町長、曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年1月24日から26日における降雪及び強風により、乙が所有する土地の立木が倒れ、甲が所有する車両に衝突し、車両後部を破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ、損害賠償を決定する。

1、当事者。

甲、別海町個人、乙、別海町長、曾根興三。

2、和解条件。

(1) 甲は、本件事故により車両損害額で金19万4,821円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金19万4,821円を支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後2時59分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案させていただきました議案並びに承認案件、報告等につきまして、全て了解いただきまして、誠にありがとうございます。

閉会に当たりまして、3点ほど御報告とお願いを申し上げます。

まず1点目は、5月の11日から別海町待望の独立リーグ、野球リーグが始まりまして、本町で試合が行われまして、それまで2敗してたんですけども、本町の2試合では2連勝しまして、大変、1日目は雨の中で悪条件ではあったんですけども、町民の方々もたくさん感心をしていただき、2連勝できたということは大変うれしい思いです。

そのあと今、三つ試合をしております全部で7回行ってるんですけども、勝てたのはうちでやった2戦だけでして、あとちょっと5敗なんですけれども、これから徐々に力をつけてくれればなど、そんなふうに願っております。

また、うちの町で独立リーグは、試合をしてくれるということを考えられなかったことですので、こういったことを町民自ら、しっかり手がけて取り組んでいただいていることが大変ありがたいことだと思っておりますし、議員の皆様方にも御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

あと2点ですけども、まず1点は、今月の31日、東京で東京別海ふるさと会が池袋で開催されます。

議員の皆様方も、もし御都合がよければ、御出席いただければと願っております。

詳しい日程等につきましては、うちの担当部署のほうで把握しておりますので、後ほど、お尋ねいただければと、そう願っております。

それともう一つは、別海町の植樹祭でございます。

去年は、会場の近隣で熊が出たというようなことで中止となりましたけれども、今年は6月の14日土曜日、昨年から予定しておりました中春別地区、中標津町との境界で根中線沿いでございますけれども、ここで開催をする予定になっております。

天気がよければ、ぜひ議員の皆様方にも参加をいただき、そこには桜の木も植えたいと思っておりますので、御出席頂ければと、そう願っております。

以上3点ほど申し上げまして閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

議員各位に申し上げます。

この後、休憩を挟み御案内のとおり、第3回広報・広聴常任委員会を開催いたしますので、出席されますようお願いいたします。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員